

第二十八回帝國議會 衆議院 臘虎臘獸獵獲禁止ニ關スル法律案外一件 (臘虎臘獸獵獲業者等ニ關スル) 委員會會議錄 (筆記) 第一回

委員成立

本委員ハ昨五日議長ノ指名ヲ以テ左ノ通り選定セラレタリ

阿部 德三郎君 塚田 啓太郎君 細川 義昌君

山際 敬雄君 三浦 覺一君 小寺 謙吉君

藏原 惟郭君 淺羽 靖君 小橋 榮太郎君

明治四十五年三月六日午後一時五十分委員長理事互選ノ爲各委員參集ス 其ノ氏名左ノ如シ

阿部 德三郎君 塚田 啓太郎君 三浦 覺一君

山際 敬雄君 小橋 榮太郎君 小寺 謙吉君

年長者塚田啓太郎君投票管理者トナル

○投票管理者(塚田啓太郎君)ハ委員長及理事ノ互選ヲ行フヘキ旨ヲ宣告ス

○阿部德三郎君ハ投票ヲ用井ス塚田啓太郎君ヲ委員長ニ推薦シ 理事ハ委員長ノ指名ニ一任スヘシトノ意見ヲ提出ス

○投票管理者(塚田啓太郎君)ハ阿部君ノ意見ニ異議ナキヲ認メ自己カ委員長ニ當選シタル旨ヲ告ケ小橋榮太郎君ヲ理事ニ指名シ尙引續キ會議ヲ開クヘキ旨ヲ宣告ス

會議

出席政府委員左ノ如シ

農商務次官 押川 則吉君 農商務省水產局長 道家 齊君

大藏書記官 西野 元君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

臘虎臘獸獵獲禁止ニ關スル法律案

臘虎臘獸獵獲業者等ニ關スル交付金下付ニ關スル法律案

(以下速記)

○委員長(塚田啓太郎君) 開會致シマス

○三浦覺一君 此兩案ニ付テ説明ヲ願ヒタイ

○政府委員(押川則吉君) 此案ニ付キマシテハ昨日農商務大臣ガ本會テ説明セラ

レマシタルデ、大體ハ御解リデアラウト思ヒマスガ、尙唯今御質問モアリマスカラ、此場合

一應陳述ヲ致シマス、昨年中日本ト英吉利、亞米利加、露西亞、此四箇國ノ臘虎

臘獸獵獲業者ニ專ラ關係ノアル間ニ於キマシテ、亞米利加デ會議ガ開カレタノデアリマ

ス、其結果北太平洋ノ臘虎臘獸獵獲ヲ繁殖保護ノ目的トスル保護條約ガ締結セラレタ

ノデアリマス、其條約ノ結果ト致シマシテ北緯三十度以北ノ北太平洋ノ領海ニ於キマ

シテハ、臘獸獵獲ノ海上獵獲ハ絕對ニ出來ナイコトニナッタノデアリマス、但シ是ハ十五箇

年ノ期限ガ付テ居リマス、即チ十五箇年ノ間兎ニ角海上ノ獵獲ヲ禁止スル、其結果ニ

依ッテハ更ニ四箇國ノ間ニ相當ノ協議ヲ整ヘルト云フコトデアリマス、又臘虎ノ方ハ領海

外ノ所ニ於キマシテハ獵獲ヲ禁止スルコトニナッタノデアリマス、臘獸獵獲ノ方ハ絕對ニ禁

止セラレタノデアリマスガ、臘虎ノ方ハ是ハ元ト臘獸獵獲トハ游泳ノ有様ヲ異ニシテ居リ

マスノデ、臘虎ノ獵獲ハ領海外ガケテ禁止ニナッタ次第デアリマス、而シテ此禁止ノ目的

ヲ達スルタメニ船舶又ハ土地家屋等ノ場處ヲ使用スルト云フコトモ禁止スル、尙併セ

テ以上ノ禁止ヲ犯シテ捕リマシタル臘虎臘獸又ハ其皮ヲ輸入ノ途ヲ禁止スルコトニナ

タノデアリマス、但シ從來此土人ガ即チ「アイヌ」ガ極メテ手近イ方法ヲ以テ獵獲致シ

テ居ルノハ禁止シナイ、ソレカラ日本ノ樺太ノ海狗島其他ニ於テ臘獸獵獲陸上ノ獵獲致

シマシタルモノハ、其獵獲頭數ノ百分ノ十、ヲ英吉利、亞米利加、露西亞三箇國ノ間

ニ分配スルト云フコトノ規定モアルノデゴザイマス、是ト反對ニ亞米利加、露西亞ノ陸

上ノ獵獲シタル際ニハ一割五分、英吉利ト日本ヘ分配スルト云フ條項ガ更ニ極マ

テ居リマス、是等ノ規定ガアルノデ政府ハ其條約上ノ義務ヲ履行スルタメニ、昨年ノ十

二月十五日ニ此條約ガ實行ニナッタノデアリマシタカラ、其前日十四日ヲ以テ取敢ヘズ

勅令ヲ發布シテ一應ノ手續ヲ致シマシタ、是ハ御承知ノ通り從來臘虎臘獸獵獲法ト

云フ法律ガアリマシテ、其法律ノ中ニ繁殖保護ノタメニ禁止區域ヲ設ケルヤウニナッテ居

リマシタルシ、從ッテソレ等ニ付テ種々ノ取締モ爲シ得ルヤウナ箇條ガアリマシタ、其規定ノ

範圍内ニ於テ勅令ヲ發布致シマシタ、併シ前申上ゲマシタル此條約ノ義務ヲ十分ニ履行

スルニ付テハ更ニ相當ノ規定ヲ要スルコトガアリマシタ、且又此海狗島ノ陸上獵獲ナ

ドハドウシテモ政府自ラ行ハナケレバ取締ガ出來マセズ、ソレ等ノ事ノ規定ノタメニ今回

更ニ此法律ヲ提出シタル次第デアリマス、此法律ヲ實施スルコトニナリマスレバ、無論前ノ

勅令ハ廢止スルコトニナリマス、勅令ニ依ッテ起ツタトコロノ以前ノ法律モ臘虎臘獸獵獲

モ是ハ廢止スルコトニナリマス、即チ此法律案ニ於テ定メマシタル主ナルモノハ臘虎臘獸獵

獲ヲ禁止スルノ規定、ソレカラ臘獸獵獲ノ分配義務ノ履行ニ必要ナル規定、是等

ノ目的ヲ達スルニ必要ナル取締及罰則ニ關スル規定、土人ニ對スル除外例、是等ノコ

トガ法律規定ノ要點デアリマス、本案ヲ提出シタル理由ハ前申上グル通りノ次第デアリマ

シテ、是ハ申上グルマデモナイ禁止法案ノ方デアリマス、其要領ハ今申上グル通りデアリ

マス、ソレカラ交付金ヲ交付スル法案ガモウ一ツ提出ニナッテ居リマスガ、是ハ唯今申シ

マス通り臘虎臘獸獵獲ノ海上獵獲ヲ禁止スルニ伴ッテ、從來獵獲ニ從事シテ居ル者ハ一

時職事ヲ失フ結果ニナリマス、然ルニ此臘虎臘獸獵獲ニ從事シテ居ル者ハ隨分

是マデ苦心慘憺シテ此獵獲ニ從事シテ居ルデアリマス、且ツ特殊ノ船舶ヲ拵ヘ、又特殊ノ技能

ヲ持ッテ居ル者モアリマス、旁ニ此獵獲ニ從事スル者ニ對シテハ相當ノ交付金ヲ下付ス

ルト云フコトガ至當デアルト思ヒマス、此交付金下付ノ法令ヲ制定セントスルノデ

アリマス、其内容ヲチヨット簡單ニ申上ゲマス、臘虎臘獸獵獲ノ獵獲ニ關係アル者トシテ

ハ、第一ニ海上獵獲ノ免許ヲ受ケタ者ガアリマス、即チ獵獲ノ免許デアリマス、ソレカラ

此獵獲ニ使用スル船舶及其附屬物ヲ所有スル者ガアリマス、又獵船ニ乗込テ居ル船

員、獵獲ニ關係スル者ニハ此三種アリマスカラ、此禁止ニ依テ影響ヲ受ケル此三種類

ノ人ニ向ッテ交付ノ金ヲ與ヘルコトヲ規定シタルデアリマス、而シテ其交付スベキ金ノ總額

ハ百十二萬圓ト云フコトヲ限度トシテ居ルノデ、尤モ此百十二萬圓ト云フコトヲ算出ス

ルニ付テハ、獵業免許者ノ數ト船ノ數及附屬物ノ數、ツレカノ價格、ツレカラ獵船ニ乗込ム船員ノ數、是等ヲ總テ相當ニ調ヘマシテ、此法律ニ規定シタル標準ニ依ツテ算出シタ概數デアリマス、ツレデ此總額ヲ百十二萬圓ヲ限度トシテ、此範圍内ニ於テ適當ニ關係者ニ分配スル積リデアリマス、尙此交付金ノ金額ノ決定ノコトニ付テハ、即チ各自ニ之ヲ交付スル金額ニ付テハ十分ニ慎重ニシタイト云フタメニ、特ニ委員會ヲ設ケルコトニ致シデアリマス、此標準ノコトハ法案ノ中ニ總テ掲ゲテアリマスカラ、唯今精シク申上ゲマセス、其他ハ手續等ニ關スル規定ヲ設ケタノデアリマスカラ、別ニ説明スル程ノコトモナイト考ヘマス、其他ハ御質問ニ應ジテ御答致シマス

○阿部徳三郎君 本日ハ大體政府委員ノ説明ヲ聞イテ質問ハ次回ニ致シタイト云フ本員ノ希望デアリマスガ、チヨット此際次回ノ質問ニ又必要ナ事項ガアリマスカラ、政府ニ御尋シテ置キタイ、政府ガ此法案ヲ御提出ニナツタ理由ハ唯今ノ御説明デ能ク解リマシタガ、然ルニ帝國政府ハ斯様ナ取締法ヲ設ケラレテ將來ノ禁止ノ義務ヲ實行サレルヤウニ御話ノコトハ能ク解リマシタガ、他ノ條約國ハ此取締ニ付テハヤハリ法律其他命令ヲ以テ之ヲ取締ルト云フヤウナ御申合ニナツテ居リマスカ、又其申合ガアリトスレバ取締ニ必要ナル罰則ニ付テモ豫メ御申合ガアルノデアリマスカ、其邊ノトコロ一應承ツテ置キタイト思ヒマス

○政府委員(押川則吉君) ツレハ條約ノ中ニ取締ヲ十分ニスルコトニ付テハ箇條ガアルノデアリマス、從ツテ法律ヲ更ニ提出シナケレバナラヌ國ハ提出スルコトニナツテ居リマスノデ、現ニ亞米利加ノ如キハ唯今議院ニ其法案ヲ諮ツテ居ル筈デアリマス、英吉利ノ方ハ更ニ法律ヲ提出致シマスカ、或ハ現行ノ規定ノ中デ此取締ヲスルノデアリマシタガ、其邊ハハッキリ記憶致シマセヌガ、法律ヲ出ス出サヌニ拘ラズ此取締ヲスルコトニナツテ居リマス、露西亞モ其通リデアリマス

○三浦覺一君 今日ノ質問ハ人數モ少ナウゴザイマスカラ是デ閉ザテ、次回ニヤルヤウニ願ヒマス

(「贊成」ト呼フ者アリ)

○政府委員(道家齊君) 茲ニ地圖ガ拵エデアリマスガ、臘獸ハ如何ナル狀態デ棲息シテ居ルカ、如何ナル狀態デ居ルカト云フヤウナコトヲ一應地圖デ御觀察下サルト大槪解カルト考ヘマス、是ガ地理ト並ニ期節ニ依テ移動スル行動ノ順序ヲ示シタモノデアリマス、尙撲殺スルニハドウ云フ風デアルトカ、或ハ臘獸獵獲ノ區別等モ圖デ知ラレテアリマスカラ、一應之ヲ御覽下サルト解リマス

○三浦覺一君 此次ハ成ルベク外務大臣モ呼ンデ貫ヒタイノデゴザイマス

○委員長(塚田啓太郎君) 宜シウゴザイマス——ツレデハ今日ハ是デ散會ニ致シマス  
午後二時二十五分散會